

〔Ⅲ〕 料金の概要

〔Ⅲ〕 ー1 公共下水道

- 1 下水道使用料収入状況
- 2 下水道使用料の変遷
- 3 下水道使用料比較表
- 4 受益者負担金のあらまし
- 5 受益者負担金収入状況
- 6 下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

1 下水道使用料収入状況

(左欄単位：件, 右欄単位：円(税込))

区分 調定月	調 定 額		収 入 額		未 収 額		収納率 (%)
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和5年4月	122, 133	602, 215, 335	121, 782	599, 709, 719	351	2, 505, 616	99. 58
5月	126, 842	658, 962, 877	126, 498	657, 000, 874	344	1, 962, 003	99. 70
6月	122, 418	633, 491, 717	122, 116	632, 449, 990	302	1, 041, 727	99. 84
7月	126, 660	670, 566, 185	126, 363	669, 454, 722	297	1, 111, 463	99. 83
8月	122, 723	635, 236, 305	122, 342	634, 043, 837	381	1, 192, 468	99. 81
9月	126, 922	682, 223, 526	126, 541	680, 776, 805	381	1, 446, 721	99. 79
10月	122, 777	652, 740, 894	122, 367	650, 326, 263	410	2, 414, 631	99. 63
11月	127, 562	708, 038, 305	127, 035	705, 695, 035	527	2, 343, 270	99. 67
12月	122, 857	643, 519, 490	121, 639	638, 566, 271	1, 218	4, 953, 219	99. 23
令和6年 1月	126, 445	644, 387, 335	122, 892	629, 407, 673	3, 553	14, 979, 662	97. 68
2月	123, 145	647, 729, 819	116, 773	618, 943, 889	6, 372	28, 785, 930	95. 56
3月	127, 091	688, 618, 489	106, 006	579, 400, 565	21, 085	109, 217, 924	84. 14
令和5年度計	1, 497, 575	7, 867, 730, 277	1, 462, 354	7, 695, 775, 643	35, 221	171, 954, 634	97. 81
令和4年度計	1, 485, 360	7, 876, 136, 380	1, 455, 146	7, 723, 706, 582	30, 214	152, 429, 798	98. 06
令和3年度計	1, 470, 911	7, 951, 796, 712	1, 439, 983	7, 803, 315, 612	30, 928	148, 481, 100	98. 13
令和2年度計	1, 455, 478	7, 978, 730, 447	1, 426, 679	7, 840, 987, 122	28, 799	137, 743, 325	98. 27
令和元年度計	1, 440, 677	7, 974, 546, 659	1, 408, 015	7, 820, 246, 687	32, 662	154, 299, 972	98. 07

2 下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料（公共下水道分）は、昭和40年の供用開始に伴い、当初従量制体系により料金徴収をスタートしたが、その後維持管理費に対する使用料収入に大幅な不均衡が生じたため、使用料体系そのものの全面的見直しを行い、昭和51年から現行料金体系でもある累進制に移行した。

昭和59年の料金改定時に、初めて資本費（起債元利償還金）の一部導入が図られ、適正な料金設定に対応すべく、使用料の見直しを実施している。

なお、平成22年4月から、平成18年度に合併した上河内・河内地域の使用料を宇都宮市の使用料に統一した。（※平成23年3月までは改定額の半分相当を据置き）

使用料金表

平成8年3月下水道条例一部改正 平成8年7月1日施行

※ 令和元年10月1日施行：消費税改定に伴う料金改定（消費税10%）

【税込み】

種 別	1 か月につき		2 か月につき	
	汚 水 量	金 額	汚 水 量	金 額
一 般 用	0 m ³ ～ 10 m ³	基本料金 1,210円	0 m ³ ～ 20 m ³	基本料金 2,420円
	11 m ³ ～ 20 m ³	1m ³ につき 148.5円	21 m ³ ～ 40 m ³	1m ³ につき 148.5円
	21 m ³ ～ 50 m ³	1m ³ につき 176.0円	41 m ³ ～ 100 m ³	1m ³ につき 176.0円
	51 m ³ ～ 100 m ³	1m ³ につき 198.0円	101 m ³ ～ 200 m ³	1m ³ につき 198.0円
	101 m ³ ～ 500 m ³	1m ³ につき 220.0円	201 m ³ ～ 1,000 m ³	1m ³ につき 220.0円
	501 m ³ ～ 1,000 m ³	1m ³ につき 242.0円	1,001 m ³ ～ 2,000 m ³	1m ³ につき 242.0円
	1,001 m ³ 以上	1m ³ につき 264.0円	2,001 m ³ 以上	1m ³ につき 264.0円
湯 屋 用	0 m ³ ～ 100 m ³	基本料金 4,400円	0 m ³ ～ 200 m ³	基本料金 8,800円
	101 m ³ 以上	1 m ³ につき 44.0円	201 m ³ 以上	1 m ³ につき 44.0円

※ 料金計算例（2か月当たり44m³使用した場合）

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{ccc}
 \text{(基本料金 } 0 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3\text{)} & \text{(} 21 \text{ m}^3 \sim 40 \text{ m}^3\text{)} & \text{(} 41 \text{ m}^3 \sim 44 \text{ m}^3\text{)} \\
 \downarrow & \downarrow & \downarrow \\
 \text{下水道使用料} = \{ \begin{array}{l} 2,420\text{円} \\ \text{基本料金} \end{array} + \begin{array}{l} (20 \text{ m}^3 \times 148.5\text{円}) \\ \text{超過料金} \end{array} + \begin{array}{l} (4 \text{ m}^3 \times 176.0\text{円}) \\ \text{超過料金} \end{array} \} \\
 = 6,094\text{円}
 \end{array}$$

下水道使用料改定の推移

（1 か月につき）【税抜】

種 別	区 分	汚 水 量	昭和59年 3月改正	昭和62年 12月改正	平成4年 6月改正	平成8年 3月改正
一 般 用	基本料金	10 m ³ まで	500円	600円	900円	1,100円
	超過料金 (1m ³ につき)	10 m ³ を超え 20m ³ まで	50円	65円	105円	135円
		20 m ³ を超え 50m ³ まで	60円	75円	120円	160円
		50 m ³ を超え 100m ³ まで	70円	85円	135円	180円
		100 m ³ を超え 500m ³ まで	85円	100円	150円	200円
		500 m ³ を超え 1,000m ³ まで	100円	115円	165円	220円
		1,000 m ³ を超えるもの	115円	130円	175円	240円
湯 屋 用	基本料金	100 m ³ まで	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
	超過料金 (1m ³ につき)	100 m ³ を超えるもの	20円	25円	30円	40円
施 行 日			昭和59年 6月1日	昭和63年 4月1日	平成4年 10月1日	平成8年 7月1日

3 下水道使用料比較表

※ 2 0 m³使用した際の 1 か月当たりの税込み使用料 (令和 6 年 3 月 3 1 日現在)
(処理区域内の一般家庭で水道水を使用した場合で算出)

県内市町

順位	市町名	使用料(円)
1	矢板市	3,300
2	市貝町	3,080
3	足利市	3,040
4	茂木町	2,970
5	高根沢町	2,893
6	益子町	2,860
7	芳賀町	2,828
8	那珂川町	2,824
9	那須烏山市	2,805
10	壬生町	2,772
11	小山市	2,756
12	真岡市	2,750
12	那須塩原市	2,750
12	大田原市	2,750
市町平均		2,724
15	宇都宮市	2,695
16	栃木市	2,679
17	鹿沼市	2,640
18	さくら市	2,530
18	下野市	2,530
18	野木町	2,530
18	那須町	2,530
22	日光市	2,475
23	佐野市	2,200
23	上三川町	2,200

※ 塩谷町は公共下水道なし

○ 市町平均＝各団体の代表地区の使用料÷団体数

類似都市

(人口30万人以上の中核市等)

順位	都市名	使用料(円)
1	長野市	3,534
2	四日市市	3,520
3	いわき市	3,500
4	松山市	3,385
5	八戸市	3,383
6	長崎市	3,300
7	旭川市	3,275
8	和歌山市	3,139
9	秋田市	3,113
10	久留米市	3,091
11	富山市	3,080
12	郡山市	3,066
13	倉敷市	2,967
14	高知市	2,948
15	大津市	2,931
16	福山市	2,926
17	春日井市	2,915
18	大分市	2,791
19	岐阜市	2,739
20	宇都宮市	2,695
21	横須賀市	2,670
22	金沢市	2,651
23	姫路市	2,629
24	枚方市	2,618
25	越谷市	2,574
類似都市平均		2,523
26	高松市	2,506
27	宮崎市	2,431
28	柏市	2,357
29	豊橋市	2,277
30	船橋市	2,211
31	明石市	2,197
32	高崎市	2,173
33	前橋市	2,156
34	東大阪市	2,087
35	八王子市	2,068
36	一宮市	2,019
37	岡崎市	1,998
37	川口市	1,998
39	豊田市	1,980
40	高槻市	1,965
41	鹿児島市	1,837
42	西宮市	1,777
43	尼崎市	1,714
44	那覇市	1,641
45	所沢市	1,639
46	吹田市	1,609
47	川越市	1,595
48	豊中市	1,421

○ 類似都市平均＝各市の使用料÷団体数

4 受益者負担金のあらまし

経 過

本市の下水道事業受益者負担金分担金制度は、昭和44年12月に条例を定め、昭和45年度から、第1期事業負担区（218.6ha）と第2期事業負担区（969.7ha）について、事業費に対する負担率5分の1を5年分割で賦課した。

また、昭和55年2月に第3負担区、昭和61年6月に第4負担区、平成元年2月に第5負担区、平成4年2月に第6負担区、平成5年12月に第7負担区、さらに平成8年2月に第8負担区、同年8月に第9負担区、平成13年8月に第10負担区、平成15年9月に第11負担区、平成19年3月に第12負担区についてそれぞれ条例の一部改正を行い設定してきた。

これら負担区の算定は、末端管きよ整備事業費を基礎にして負担率4分の1（旧河内町は5分の1）を負担金として賦課設定している。

【根拠法令】負担金：都市計画法第75条，分担金：地方自治法第224条

○ 受益者負担金の単位負担金等

賦課区域	公告年月日	整備面積	負担率	単位負担金額	対象事業費
第1期事業負担区	S45.6.1	218.60ha	1/5	82円/㎡	(総) 898百万円
第2期事業負担区	S45.6.1	969.72ha	1/5	167円/㎡	(総) 8,098百万円
第3負担区	S55.2.1	1,417.10ha	1/4	236円/㎡	(末) 13,378百万円
第4負担区	S61.6.11	1,710.00ha	1/4	264円/㎡	(末) 18,080百万円
第5負担区	H1.2.20	140.00ha	1/4	306円/㎡	(末) 1,714百万円
第6負担区	H4.2.18	2,145.00ha	1/4	275円/㎡	(末) 23,680百万円
第7負担区	H5.12.22	120.00ha	1/4	313円/㎡	(末) 1,505百万円
第8負担区	H8.2.22	135.00ha	1/4	328円/㎡	(末) 1,774百万円
第9負担区	H8.8.14	251.00ha	1/4	297円/㎡	(末) 2,983百万円
第10負担区	H13.8.27	382.82ha	1/4	319円/㎡	(末) 4,900百万円
第11負担区	H15.9.30	246.00ha	1/4	308円/㎡	(末) 3,030百万円
第12負担区	H19.3.31	155.00ha	1/4	300円/㎡	(末) 1,159百万円
		456.00ha	1/5		(末) 6,453百万円

※ 第12負担区について、上段：上河内地域，下段：河内地域とする。

※ (総)は総事業費，(末)は末端管きよ整備事業費。

○ 負担区域

負担区	区 域（主 な 地 域）
第 1 期事業負担区	単独公共（旭，塙田，馬場，大通り，天神，江野，大曾）
第 2 期事業負担区	単独公共（若草，戸祭，住吉，清住，花房，不動前，川向）
第 3 負担区	単独公共（今泉，築瀬，江曾島，中鶴田，野沢，宝木町 1 丁目）
第 4 負担区	単独公共（御幸ヶ原，越戸，平松，一の沢）・特環（大谷）・流域（雀宮）
第 5 負担区	特環（富屋）
第 6 負担区	単独公共（東峰，中戸祭，細谷，駒生，下鶴田，宝木町 2 丁目）・流域（雀宮）
第 7 負担区	特環（豊郷）
第 8 負担区	特環（大谷，豊郷，屋板）
第 9 負担区	単独公共（平出，野沢，鶴田，下栗）
第 1 0 負担区	特環（清原，幕田，茂原）
第 1 1 負担区	特環（大谷，砥上，平石，富屋，豊郷，屋板，国本）
第 1 2 負担区	単独公共（河内，上河内）・特環（河内，上河内）

5 受益者負担金収入状況

年度 項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	負担金	件 数 (期)	880	680	972	1,412	1,061
		金 額 (円)	6,892,730	4,497,160	8,741,100	7,152,190	100,966,130
	分担金	件 数 (期)	1,252	1,068	292	1,480	501
		金 額 (円)	17,437,160	13,110,080	6,644,430	15,436,360	4,727,660
収入額	負担金	件 数 (期)	880	679	972	1,412	1,058
		金 額 (円)	6,892,730	4,489,560	8,741,100	7,152,190	100,949,530
	分担金	件 数 (期)	1,245	1,068	292	1,480	500
		金 額 (円)	17,406,750	13,110,080	6,644,430	15,436,360	4,713,680
未収額	負担金	件 数 (期)	0	1	0	0	3
		金 額 (円)	0	7,600	0	0	16,600
	分担金	件 数 (期)	7	0	0	0	1
		金 額 (円)	30,410	0	0	0	13,980
収納率（％）		負担金	100.00	99.83	100.00	100.00	99.98
		分担金	99.83	100.00	100.00	100.00	99.70

6 下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

年 度	事 業 費 (千円)	受益者負担金 (千円)	率 (%)
昭和45年度～平成11年度	23,645,117	7,536,701	31.9
平成12年度	7,349,138	411,859	5.6
平成13年度	7,457,100	348,696	4.7
平成14年度	6,383,254	315,462	4.9
平成15年度	5,333,895	329,675	6.2
平成16年度	5,550,177	221,131	4.0
平成17年度	4,421,361	331,742	7.5
平成18年度	4,262,109	187,519	4.4
平成19年度	4,731,699	203,627	4.3
平成20年度	3,771,420	211,414	5.6
平成21年度	4,703,939	128,211	2.7
平成22年度	4,326,875	119,337	2.8
平成23年度	3,392,339	100,305	3.0
平成24年度	1,776,097	69,186	3.9
平成25年度	1,735,515	148,989	8.6
平成26年度	1,336,903	52,033	3.9
平成27年度	3,596,862	37,408	1.0
平成28年度	1,983,022	28,265	1.4
平成29年度	2,342,547	29,529	1.3
平成30年度	2,661,747	29,232	1.1
令和元年度	2,560,774	24,299	0.9
令和2年度	3,129,677	17,599	0.6
令和3年度	2,325,438	15,385	0.7
令和4年度	2,025,783	22,588	1.1
令和5年度	2,767,960	105,663	3.8
計	113,570,748	11,025,855	9.7

※ 平成19年度以降は河内・上河内地域分を含む。

〔Ⅲ〕 料金の概要

〔Ⅲ〕 一2 地域下水処理事業，工業団地排水処理事業，農業集落排水事業

- 1 施設使用料
- 2 施設使用料収入状況
- 3 農業集落排水事業分担金のあらまし
- 4 農業集落排水事業分担金収入状況
- 5 施設使用料比較表（農業集落排水処理施設）

1 施設使用料

(1) 地域下水処理施設 (1 か月当たり, 税込み)

(単位: 円)

種別	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)						
		0~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501~1,000m ³	1001m ³ ~
一般用	1,210	0	143.0	154.0	165.0	176.0	187.0	198.0

※ 使用料改定の推移 (1 か月当たり, 税抜)

(単位: 円)

改正年月	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)						
		0~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501~1,000m ³	1001m ³ ~
平成8年 3月改正	1,100	0	130.0	140.0	150.0	160.0	170.0	180.0
平成5年 12月制定	900	0	95.0	100.0	105.0	110.0	115.0	120.0

(2) 工業団地排水処理施設 (1 か月当たり, 税込み)

平 出 工業団地	使用者ごとの1か月当たりの負荷量(汚水量に生物化学的酸素要求量を乗じた数)を基準に, 使用料単価 (100グラムにつき697円) を乗じて得た額 施設使用料 = 汚水量 (m ³) × 生物化学的酸素要求量 (g/m ³) × 697円/100 g ※ 使用料単価の推移 (税込)										
		昭和52年 ~	昭和58年 ~	平成8年~	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年~ 令和元年~
	使用量単価	90円	100円	149円	228円	301円	374円	447円	520円	593円	685円
清 原 工業団地	使用者ごとの1か月当たりの汚水量 (ただし使用者が市と協議して定めた「排水予定汚水量」 に満たない場合は「排水予定汚水量」の9割) を基準に, 使用料単価 (1m ³ につき80.3円) を乗 じて得た額 施設使用料 = 汚水量 (又は排水予定汚水量の9割) (m ³) × 80.3円/m ³ ※ 使用料単価の推移 (税込)										
		平成7年~	平成10年 ~	平成26年~	令和元年~						
	使用量単価	65.1円	76.65円	78.84円	80.3円						

(3) 農業集落排水処理施設 (1 か月当たり, 税込み)

※ 使用料改定の推移 (1 か月当たり, 税抜)

世帯割	1 世帯当たり3,190円
人数割	352円×使用人数

改正年月	使用料	
平成8年 3月改正	世帯割	2,900円
	人数割	320円
平成4年 6月制定	世帯割	2,300円
	人数割	240円

2 施設使用料収入状況

(上段単位 : 件, 下段単位 : 円 (税込))

施設（項目）			年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地 域 下 水 処 理 施 設	調定額	件数	37, 552	37, 605	37, 731	37, 459	37, 455	
		金額	177, 079, 192	184, 156, 968	184, 557, 873	177, 482, 261	171, 816, 645	
	収入済額	件数	37, 384	37, 462	37, 351	37, 196	37, 144	
		金額	176, 424, 094	183, 638, 098	182, 872, 144	176, 074, 448	170, 245, 637	
	不納欠損額	件数	11	20	15	10	7	
		金額	28, 070	46, 730	49, 787	23, 274	16, 848	
	収入未済額	件数	156	122	360	263	311	
		金額	627, 028	472, 140	1, 635, 942	1, 407, 813	1, 571, 008	
	収 納 率（％）		99. 6	99. 7	99. 1	99. 2	99. 1	
工 業 団 地 排水処理施設	調定額	件数	1, 804	1, 762	1, 811	1, 828	1, 839	
		金額	370, 814, 324	336, 304, 242	356, 140, 192	348, 040, 574	347, 367, 667	
	収入済額	件数	1, 800	1, 757	1, 779	1, 798	1, 807	
		金額	370, 813, 474	336, 304, 062	350, 505, 470	342, 604, 922	340, 346, 115	
	不納欠損額	件数	0	0	0	0	1	
		金額	0	0	0	0	20	
	収入未済額	件数	2	2	31	30	32	
		金額	850	180	5, 634, 722	5, 435, 652	7, 021, 552	
	収 納 率（％）		100. 0	100. 0	98. 4	98. 4	98. 0	
農 業 集 落 排水処理施設	調定額	件数	19, 684	20, 024	20, 312	20, 183	20, 371	
		金額	147, 899, 047	151, 241, 674	152, 632, 346	150, 529, 170	151, 446, 878	
	収入済額	件数	19, 360	19, 994	19, 738	19, 870	20, 021	
		金額	145, 008, 220	148, 334, 109	147, 777, 250	147, 895, 728	148, 524, 948	
	不納欠損額	件数	33	34	39	33	36	
		金額	259, 087	271, 285	296, 068	262, 664	312, 879	
	収入未済額	件数	324	320	557	313	350	
		金額	2, 631, 740	2, 636, 280	4, 559, 028	2, 633, 442	2, 921, 930	
	収 納 率（％）		98. 0	98. 1	96. 8	98. 3	98. 1	
合 計	調定額	件数	59, 040	59, 391	59, 854	59, 470	59, 665	
		金額	695, 792, 563	671, 702, 884	693, 330, 411	676, 052, 005	670, 631, 190	
	収入済額	件数	58, 544	59, 213	58, 868	58, 864	58, 972	
		金額	692, 245, 788	668, 276, 269	681, 154, 864	666, 575, 098	659, 116, 700	
	不納欠損額	件数	44	54	54	43	44	
		金額	287, 157	318, 015	345, 855	285, 938	329, 747	
	収入未済額	件数	482	444	948	606	693	
		金額	3, 259, 618	3, 108, 600	11, 829, 692	9, 476, 907	11, 514, 490	
	収 納 率（％）		99. 5	99. 5	98. 2	98. 6	98. 3	

3 農業集落排水事業分担金のあらまし

経過

本市の農業集落排水事業分担金制度は、平成元年3月に条例を定め、平成4年度供用開始の板戸地区排水処理施設から、事業費の100分の5を乗じて得た額を賦課した。

なお、平成17年度供用開始の下福岡地区排水処理施設をもって、農業集落排水事業の整備は完了しているため、分担金の現年度賦課は平成19年度で終了している。

(分担金の額)

次に掲げる額の合計額とする。

①管路施設の建設費用×5%÷受益者戸数

②汚水処理施設の建設費用×5%÷使用者総数×各受益者の使用者数

(分担金の賦課)

事業が完了した年度の翌年度より3年分割で賦課

4 農業集落排水事業分担金収入状況

(上段単位：件，下段単位：円(税込))

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	件数	13	11	8	5	4
	金額	2,245,350	1,916,350	1,236,600	1,032,950	987,950
収入済額	件数	1	1	3	1	0
	金額	189,000	250,500	203,650	45,000	53,370
不納欠損額	件数	1	2	0	0	0
	金額	140,000	429,250	0	0	0
収入未済額	件数	11	8	5	4	4
	金額	1,916,350	1,236,600	1,032,950	987,950	934,580
収 納 率 (%)		8.4	13.1	16.5	4.4	5.4

5 施設使用料比較表(農業集落排水処理施設)

※世帯員数3人(定額制の場合)または20㎡使用(従量制の場合)の際の
1か月当たりの税込み使用料

県内市町

順位	市町名	使用料(円)
1	宇都宮市	4,246
2	鹿沼市	4,070
3	壬生町	3,780
4	高根沢町	3,740
5	市貝町	3,667
6	芳賀町	3,561
市町平均		3,003
7	矢板市	3,300
8	益子町	2,860
9	那珂川町	2,820
10	那須烏山市	2,805
11	真岡市	2,750
11	大田原市	2,750
11	那須塩原市	2,750
14	栃木市	2,679
15	さくら市	2,530
15	下野市	2,530
15	野木町	2,530
18	小山市	2,299
19	佐野市	2,200
19	上三川町	2,200

○ 市町平均＝各市町の使用料÷団体数

中核市

順位	都市名	使用料(円)
1	福山市	4,400
2	宇都宮市	4,246
3	甲府市	4,200
4	和歌山市	4,158
5	呉市	3,894
6	久留米市	3,740
7	松本市	3,670
8	長野市	3,534
9	水戸市	3,500
10	いわき市	3,490
11	岡崎市	3,454
12	八戸市	3,383
13	松山市	3,380
14	下関市	3,336
15	長崎市	3,300
16	旭川市	3,275
中核市平均		3,119
17	秋田市	3,113
18	青森市	3,108
19	富山市	3,080
19	松江市	3,080
21	郡山市	3,066
22	高知市	2,948
23	福島市	2,915
24	奈良市	2,893
25	川越市	2,879
26	倉敷市	2,820
27	大分市	2,791
28	盛岡市	2,769
29	鳥取市	2,767
30	金沢市	2,651
31	豊橋市	2,640
32	姫路市	2,629
33	福井市	2,618
34	高松市	2,618
35	山形市	2,552
36	宮崎市	2,430
37	高崎市	2,173
38	前橋市	2,156
39	豊田市	1,980

○ 中核市平均＝各市の使用料÷団体数

※令和4年度地方公営企業決算状況調査より(令和5年3月31日現在)